

審査意見(一次審査)への対応を記載した書類

【大阪教育大学】

＜教育課程審査＞

- ① 授業科目「聴覚障害心理」について、聴覚障害のある幼児・児童・生徒の心理に関する内容が、第2回「認知・運動」、第3回「言語・社会性」以外については判然としないため、シラバス上で明確にすること。

(対応)→	・授業科目「聴覚障害心理」のシラバスについて、特別支援コアカリキュラム聴覚障害領域の「聴覚障害者に関する教育の領域」に基づき内容を見直し、聴覚障害のある幼児・児童・生徒の心理に関する内容がシラバス上から明確になるよう修正した。（シラバス添付）（p. 1）
-------	---

- ② 授業科目「肢体不自由者の心理・生理・病理」について、肢体不自由者の心理に関する内容がシラバスから判然としないため、シラバス上で明確となるよう見直すこと。

(対応)→	・授業科目「肢体不自由者の心理・生理・病理」のシラバスについて、特別支援コアカリキュラム肢体不自由領域の「肢体不自由者に関する教育の領域」に基づき内容を見直し、肢体不自由者の心理に関する内容がシラバス上から明確になるよう修正した。（シラバス添付）（p. 2-3）
-------	---

- ③ 授業科目「視覚障害教育」について、特別支援コアカリキュラム視覚障害の「教育課程」（2）「教育課程編成とカリキュラム・マネジメントの考え方」に関する取り扱いを充実させること。

(対応)→	・授業科目「視覚障害教育」のシラバスについて、特別支援コアカリキュラム視覚障害領域の「教育課程」（2）に基づき内容を見直し、教育課程の編成の方法及びカリキュラム・マネジメントに関する内容について充実させた。（シラバス添付）（p. 4-6）
-------	---

- ④ 授業科目「視覚障害指導論」について、特別支援コアカリキュラム視覚障害領域の教育課程（2）「教育課程編成とカリキュラム・マネジメントの考え方」、視覚障害領域の指導法（1）の教科指導における「配慮事項」、教科及び自立活動の「授業設計」について取り扱いが判然としないのでシラバス上で明確にすること。

(対応)→	・授業科目「視覚障害指導論」のシラバスについて、特別支援コアカリキュラム視覚障害領域の「教育課程」（2）及び「指導法」（1）に基づき内容を見直し、コアカリキュラムの内容がシラバス上から明確になるよう修正した。（シラバス添付）（p. 7）
-------	--

- ⑤ 授業科目「聴覚障害教育」について、特別支援コアカリキュラム聴覚障害領域の教育課程（2）の「カリキュラム・マネジメントの考え方」、聴覚障害領域の指導法（1）の教科指導における「配慮事項」、教科及び自立活動の「授業設計」について取り扱いが判然としないのでシラバス上で明確にすること。

(対応)→	・授業科目「聴覚障害教育」のシラバスについて、特別支援コアカリキュラム聴覚障害領域の「教育課程」（2）及び「指導法」（1）に基づき内容を見直し、コアカリキュラムの内容がシラバス上から明確になるよう修正した。（シラバス添付）（p. 8-9）
-------	---

- ⑥ 授業科目「知的障害教育」について、特別支援コアカリキュラム知的障害領域の教育課程（2）「カリキュラム・マネジメントの考え方」、「知的障害特別支援学校の各教科の目標・内容」、「自立活動の指導」について取り扱いが判然としないのでシラバス上で明確にすること。

(対応)→	・授業科目「知的障害教育」のシラバスについて、特別支援コアカリキュラム知的障害領域の「教育課程」（2）に基づき内容を見直し、コアカリキュラムの内容がシラバス上から明確になるよう修正した。（シラバス添付）（p. 10-11）
-------	---

⑦ 授業科目「肢体不自由教育」について、特別支援コアカリキュラム肢体不自由領域の指導法（1）教科指導における「配慮事項」、教科及び自立活動の「授業設計」について取り扱いが判然としないのでシラバス上で明確にすること。

(対応)→	・授業科目「肢体不自由教育」のシラバスについて、特別支援コアカリキュラム肢体不自由領域の「指導法」（1）に基づき内容を見直し、コアカリキュラムの内容がシラバス上から明確になるよう修正した。（シラバス添付）（p. 12-13）
-------	--

⑧ 授業科目「病弱教育」について、特別支援コアカリキュラム病弱領域の指導法（1）の教科及び自立活動の「授業設計」について取り扱いが判然としないのでシラバス上で明確にすること。

(対応)→	・授業科目「病弱教育」のシラバスについて、特別支援コアカリキュラム病弱領域の「指導法」（1）に基づき内容を見直し、コアカリキュラムの内容がシラバス上から明確になるよう修正した。（シラバス添付）（p. 14-15）
-------	--

⑨ 授業科目「発達障害教育」について、特別支援コアカリキュラム発達障害領域の教育課程（2）特別支援学級や通級の指導における「教育課程編成とカリキュラム・マネジメントの考え方」、同領域の指導法（1）の教科及び自立活動の「授業設計」について取り扱っていることが判然としないため、シラバスで明確となるよう見直すこと。

(対応)→	・授業科目「発達障害教育」のシラバスについて、特別支援コアカリキュラム発達障害領域の「教育課程」（2）及び指導法（1）に基づき内容を見直し、コアカリキュラムの内容がシラバス上から明確になるよう修正した。（シラバス添付）（p. 17-18）
-------	---

⑩ (重複障害について)

重複障害を扱う授業科目として、特別支援コアカリキュラム対応表では、「発達障害教育」、「障害者の心理・生理・病理」が挙げられているが、シラバス上で判然としないため、明確にすること。(なお、選択科目である「重複障害教育」においては、重複障害の心理・生理・病理、教育課程、指導法を扱っているが、これがコアカリキュラムに対応した科目ではないかと考えられるため、確認すること)

(対応)→	・授業科目「発達障害教育」のシラバスについて、重複障害領域の内容を取り扱うことが明確になるよう修正した。(特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表・シラバス添付) (p. 16-18)
-------	---

⑪ 様式2号において、「特別支援教育実践論」の備考欄に、「LD・重複」と記載があるが、シラバスでは重複障害に関する内容を取り扱っているか判然としないため、確認すること。

(対応)→	・授業科目「特別支援教育実践論」の備考欄の記載について、以下のとおり修正した。(様式第2号添付) (p. 19-20) 「LD・重複」→「LD」
-------	---

⑫ 授業科目「特別支援教育の基礎」について、自立活動について取り扱いが判然としないため、取り扱うことが明確となるようシラバスの記載内容について見直すこと。

(対応)→	・授業科目「特別支援教育の基礎」のシラバスについて、自立活動の取り扱いが明確になるよう修正した。(シラバス添付) (p. 21)
-------	---

- ⑬ 授業科目「初等国語科教育法（書写を含む。）」について、書写に関する指導法の取り扱いが判然としないため、取り扱いが明確となるようシラバスの記載内容について見直すこと。

(対応)→	・授業科目「初等国語科教育法（書写を含む。）」のシラバスについて、書写に関する指導法の取り扱いが明確になるよう修正した。（シラバス添付）（p. 22-23）
-------	--

- ⑭ 授業科目「中等理科教育法Ⅰ・Ⅱ」について、高一種免（理科）の必修科目と位置付けられているが、高等学校に関する内容の取り扱いが判然としないため、取り扱いが明確となるようシラバスの記載内容について見直すこと。

(対応)→	・授業科目「中等理科教育法Ⅰ・Ⅱ」のシラバスについて、高等学校に関する内容の取り扱いが明確になるよう修正した。（シラバス添付）（p. 24-33）
-------	---

- ⑮ 授業科目「中等理科教育法Ⅰ・Ⅱ」について、高一種免（理科）におけるコアカリキュラム「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」（1）-4）、（1）-5）、（2）-4）、（2）-5）の内容を満たしていないため、シラバス内容について見直すこと。

(対応)→	・授業科目「中等理科教育法Ⅰ・Ⅱ」のシラバスについて、教職課程コアカリキュラム（1）-4）、（1）-5）、（2）-4）、（2）-5）に基づき内容を見直し、コアカリキュラムの内容がシラバス上から明確になるよう修正した。あわせて、授業科目「中等理科教育法Ⅰ・Ⅱ」のシラバスの見直しに伴い、授業科目「中等理科教育法Ⅲ・Ⅳ」のシラバスの内容を修正した。（教職課程コアカリキュラム対応表・シラバス添付）（p. 24-33）
-------	--